

和気町立保育業務支援システム導入業務

質問・回答書

質問項目	質問内容	回答
一	評価基準表が見受けられませんが、公表いただくことは可能でしょうか。	評価項目は、基本方針、導入実績、操作性、スケジュール、システム導入支援、情報セキュリティ等、システム機能要件、見積価格、以上8項目を合計200点で評価します。
実施要領	3. 参加資格 (7) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の基準を満たす承認 (JISQ 27001又はISO/IEC 27001)、又はプライバシーマークの認証 (JISQ 15001) を取得していること。について、園児情報や保護者情報などの情報の取扱いにおいて、実際に取扱いするシステム開発メーカーならびに情報を格納しているデータセンターが、その基準を満たす認証を取得していることで、本要件は満たしているという認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
実施要領	7. 提案書等の提出 (3) ③ 「※参考見積書には総額を記載し、今年度にかかる費用がわかるように内訳書を添付すること。」とありますが、次年度以降にかかる費用も評価対象に含まれますでしょうか。	お見込みのとおりです。
実施要領	7. 提案書等の提出 (3) ③ 初期費用とシステム利用料各々で提案限度額の設定はされていないとの認識で間違いないでしょうか。	初期費用とシステム使用料各々で提案限度額の設定はありませんが、各々に係る費用が分かるような内訳書にしてください。
実施要領	7. 提案書等の提出 (4) 提案書の記載要領 (記載項目の指定) はありますでしょうか。記載要領がある場合は公表いただけませんか。	提案書の記載要領は特にありません。
仕様書	1. 基本事項 > 3 提案限度額 5, 254, 000円 (消費税及び地方消費税の額を含む) について、システムの導入費用ならびにご指定の機器 (ノートパソコン	令和7年9月1日から令和8年3月31日までのシステム運用費用も含んだ限度額とさせていただきます。

	<p>コン24台・QRコードリーダー3台)の導入にかかる費用における限度額であり、運用開始予定である令和7年9月1日から令和8年3月31日までのシステム運用費用は含まれないという認識でよろしかったでしょうか。</p>	
仕様書	<p>1. 基本事項>5 対象施設 各施設の定員数と在籍人数をご教示ください。</p>	<p>(定員数) (在籍人数) 和気町立佐伯にこにこ園 107人 35人 和気町立和気にこにこ園 211人 83人 和気町立本荘にこにこ園 232人 147人 ※在籍人数は令和7年5月1日現在</p>
仕様書	<p>1. 基本事項>6 業務の内容 機器の購入及びキッキングも必要であるとの認識で間違いないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
仕様書	<p>2. システム内容>1 基本要件(4) 「全ての機能が一つのシステム内で利用可能であり、特定の別システムを利用するような負担がないこと。」と記載がございますが、機能要件一覧表に記載の内容はご提案するシステム内ですべて完結することが必須である認識でよろしいでしょうか。システムが複数にわたると職員の負担増加につながることを懸念しての記載とお見受けしております。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
仕様書	<p>2. システム内容>2 機器(5) キッキングの内容についてご教示いただけますでしょうか。見積算出にあたり必要となるためです。</p>	<p>初期設定、OS・アプリ等のインストール、ネットワークの設定、セキュリティ設定などシステム導入にあたりスムーズに運用できるようにしてください。</p>
仕様書	<p>2. システム内容>4 帳票(1) 指導計画・保育日誌等の帳票は本町の様式をシステム上で再現すること。について、システム内に表現するにあたり、御町ご指定の帳票類をお示しください。</p>	<p>指導計画・保育日誌・指導要録成長記録等です。</p>
仕様書	<p>2. システム内容>4 帳票(2) 「再現に必要な費用は、初期費用に含めるものとし、運用開始後、様式に変更があった際は追加の費用なく本町で変更できること。」と記載がございますが、様式は変更権限を持つ職員や園の先生がシステム提供事業者等に依頼せずとも自身で任意の様式</p>	<p>様式は変更権限を持つ職員や園の先生がシステム提供事業者等に依頼せずとも自身で任意の様式に変更できることが望ましいですが、事業者が追加の費用なく速やかに対応することが出来れば問題ありません。</p>

	に変更できることが必須になる認識でよろしいでしょうか。監査での指摘や先生同士の話し合いで変更が必要な際に事業者への依頼では迅速な対応ができないこと、また都度コストが発生し不利益を被るため質問しています。	
仕様書	3. 導入＞2 研修（1） 研修を受講される総人員数、研修で利用する会場に入室できる人数をご教示ください。	受講総人数80名。会議室80人入室可能ですが、業務に支障が出るため1度に研修を行うことができません。数回に分けて研修を行う必要があります。
仕様書	4. 運用・保守＞1 運用要件（7） 「ユーザ ID 及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごと機能別に権限(閲覧権限/更新権限/承認権限/ダウンロード権限/利用不可)の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。」と記載がございますが、ここでいう「利用不可」というのは特定の権限の職員が機能非表示にすることが必須であるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
仕様書	4. 運用・保守＞2 保守要件・3 障害対応 購入機器の故障時の対応は貴町にて実施いただけるとの認識で間違いないでしょうか。	購入機器につきましては、1年間の保証期間が終了後本町で対応します。
仕様書	4. 運用・保守 2 機器ノートパソコン仕様書の中に保証は標準1年保証となっておりますので、こちらは機器以外の内容の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
機能要件一覧表	選択必須の項目については、必須機能ではなく、今後拡張が望まれる機能との認識で問題ないでしょうか。	選択必須は、必須機能としていただきたいです。拡張が望まれる機能になる場合は、評価基準に反映します。
機能要件一覧表	今回、調達可能なシステムは「デジタル地方創生サービスカタログ」の「デジタル地方創生モデル仕様書適合（保育所業務支援システム）」に合致するシステムである必要がある認識でよろしいでしょうか。機能	お察しのとおり、デジタル庁が提示するモデル仕様書を参考に機能要件等一覧を作成しております。必ずしもデジタル地方創生モデル仕様書に合致するシステムである必要はありませんが、機能評価一覧の機能要

	要件等一覧はデジタル庁が提示するモデル仕様書を参考にされているとお見受けしており対象外システムが採択された場合に補助金が交付されないリスクがあるため質問しております。	件が評価基準に反映されますことをご留意ください。
機能要件一覧表	共通事項>情報セキュリティ>データセンター 「データセンターはT i e r 3 4相当であり～」とありますが、「データセンターはT i e r 3相当であり～」の認識で間違いないでしょうか。	「データセンターはT i e r 3・4相当であり～」としてください。
機能要件一覧表	資格管理>利用者側アカウント管理>アカウント設定方法・認証方法 アカウントの認証方法は「I D・パスワードでログインできること」との認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
機能要件一覧表	アプリ保護者向け機能要件>連絡機能>アンケート機能 「保育所からのアンケートが利用者のアプリにプッシュ通知されること。」と記載がございますが、回答の3日前にはリマインド通知が必須である認識でよろしいでしょうか。回答漏れを防ぐために必須である認識でございます。また、「仕様書5>その他に(1)本仕様書に明記されていない事項でも、システム等を適切に動作させるために当然備えるべき性能及び機能(構造)等については完備していること。」と記載があるためお伺いしております。	リマインド通知が必須であるとは限りませんが、システムが有能であることは評価基準に反映します。
機能要件一覧表	管理システム機能>連絡機能>連絡帳機能 貴町でご利用の連絡帳の内容をご教示いただけますでしょうか。各年齢での記入項目について確認させて頂きたく考えております。	3歳児未満は、「家庭から」と「園から」記入できるように分かれており、食事・睡眠・きげん・排便・入浴・検温・連絡事項・お迎え時間・記入者の項目があります。3歳児以上は、特に項目はありません。
機能要件一覧表	登降所管理>登降所管理>登降所時間の登録 「QRコード、ICカード等の紛失時等は、新しいQRコード等の発行が可能であること。」とありますが、発行済QRコードは無効化が必要との認識で間違いないでしょうか。いたずら防止や拾得者による誤登	QRコード、ICカード等の無効化ができることは必要だと考えます。

	録を防ぐ必要があると考え質問いたします。	
機能要件一覧表	<p>登降所管理＞登降所管理＞登降所時間の登録</p> <p>「バス通園に対応した打刻方法の提示ができること」と記載がございますが、ご提案システム内にバス機能を備えており、行きや帰りに誰が乗車するか把握・管理できる必要がある認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
機能要件一覧表	<p>利用時間の変更・延長保育利用管理＞利用時間の変更・延長保育申請管理＞申請管理</p> <p>貴町で定める延長保育料金体系についてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>延長保育時間は、7時30分から8時までと16時から19時まで（保育短時間）、18時30分から19時まで（保育標準時間）で、延長保育料は、30分を単位に100円としています。</p>